

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当は民間企業のボーナスに相当するものです。期末手当は職員の在職期間に応じて、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。平成23年度の支給割合などの状況は次のとおりです。

川崎市	国
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,548,692円	—
（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60月分 （1.45月分） 勤勉手当 1.35月分 （0.65月分）	（平成23年度支給割合） 期末手当 2.60月分 （1.45月分） 勤勉手当 1.35月分 （0.65月分）
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の月額又は給料月額の10～15%に相当する額	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注1）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（注2）1人当たり平均支給額は、普通会計関係職員に支給された平均額です。

#### 【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成18年度から、地方公務員法第40条第1項に基づき、4月1日から翌年の3月31日までの1年間を評価期間として、全職員（一部の派遣職員等を除く。）に対し、業績・能力を重視した人事評価を実施しています。

平成23年度の評価結果に基づき、成績率を適用し、平成24年度勤勉手当に反映させています。各成績率の人数と人員分布は次のとおりです。

#### ◎平成24年6月期

成績率（単位：/100）	81.0	73.5	66.0	58.5	50.0	合計
人数	518人	1,016人	4,302人	80人	3人	5,919人
人員分布	8.8%	17.2%	72.7%	1.4%	0.1%	100%

#### ◎平成24年12月期

成績率（単位：/100）	81.0	73.5	66.0	58.5	50.0	合計
人数	518人	1,013人	4,316人	80人	3人	5,930人
人員分布	8.7%	17.1%	72.8%	1.3%	0.1%	100%

※端数処理のため合計が合わない場合があります。

## (2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

退職手当は、退職時に支給される一時金で、退職時の給料月額に勤続年数や退職理由に応じた支給率を乗じて算出します。支給率などの状況は次のとおりです。

区 分		川崎市		国	
		自己都合	定年・勸奨	自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続20年	21.5月	33.0月	23.5月	30.55月
	勤続25年	33.5月	45.5月	33.5月	41.34月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.5月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を2～20%加算する。		退職時給料月額を2～20%加算する。	
定年・勸奨退職した職員一人当たりの平均支給額		平成23年度 2,601万円		—	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員（公営企業職員を除く）に支給された平均額です。

## (3) 地域手当（平成24年4月1日現在）

地域手当は、民間賃金が高い地域に在勤する職員に支給され、民間賃金の地域間格差が適切に反映されることを目的としています。川崎市域に勤務する川崎市職員の支給率は12%、川崎市域に勤務する国家公務員の支給率も同じく12%となっています。

支給実績（平成23年度決算）		5,073,187千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		511,668円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
川崎市	9,915人	12%	12%

(注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出しています。

## (4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

特殊勤務手当は、著しく危険・不快・不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に対して、その勤務の特殊性に応じて支給されるものです。制度の趣旨に合わない手当の見直しを今後も進めてまいります。

支給実績（平成23年度決算）	396,209千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	71,920円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）	52.2%
手当の種類（手当数）	12種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給率
税務手当	ア 市税事務所に勤務する職員で市税の賦課に関する調査又は滞納者に係る市税の徴収を行うために出張し、当該業務に従事したものの（イ及びウに掲げる者を除く。）	滞納者に関する調査又は滞納者に係る市税の徴収を行うために出張し、当該業務に従事したものの（イ及びウに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき150円
	イ 市税事務所納税課又は分室に勤務する職員で滞納者に係る市税の滞納処分を行うために出張し、当該業務に従事したものの（ウに掲げる者を除く。）	滞納者に係る市税の滞納処分を行うために出張し、当該業務に従事したものの（ウに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給率
	ウ	固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出に関する調査又は市税に係る不服申立てに関する調査を行うために出張し、当該調査の業務に従事した職員	従事した日1日につき300円
福祉業務等手当	(1)	ア 保育園に勤務する職員で保育の業務に従事したもの（看護師（准看護師を含む。以下同じ。）を除く。） イ 地域子育て支援センターに勤務する職員で児童の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの ウ 地域療育センターに勤務する職員で知的障害児又は肢体不自由児の養護の業務に従事したもの エ 地域療育センターに勤務する職員で知的障害児又は肢体不自由児の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの（ウ及び(5)の項のアに掲げる者を除く。） オ しいのき学園に勤務する職員で知的障害児の養護の業務に従事したもの（(5)の項のアに掲げる者を除く。） カ しいのき学園に勤務する職員で知的障害児の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの（オ及び(5)の項のアに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき170円 従事した日1日につき170円 従事した日1日につき170円 従事した日1日につき100円 従事した日1日につき260円 従事した日1日につき130円
	(2)	ア こども家庭センター管理保護課保護係又は中部児童相談所保護係に勤務する職員で児童の一時保護の業務に従事したもの イ 児童相談所に勤務する職員で児童の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの（ア及び(5)の項のアに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき260円 従事した日1日につき130円
	(3)	ア 精神保健福祉センターに勤務する保健師及び看護師で精神障害者の福祉に関する医療的な相談又は指導の業務に従事したもの イ 精神保健福祉センターに勤務する職員で精神障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの（アに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき350円 従事した日1日につき130円
	(4)	ア わーくすに勤務する職員で障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの イ 障害者更生相談所に勤務する職員で知的障害者又は身体障害者の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの（(5)の項のアに掲げる者を除く。） ウ 百合丘障害者センターに勤務する保健師及び看護師で障害者の福祉に関する医療的な相談又は指導の業務に従事したもの エ 百合丘障害者センターに勤務する職員で障害者の福祉に関する相談、指導、判定又は訪問による調査の業務に従事したもの（エ及び(5)の項のアに掲げる者を除く。） オ 障害者支援施設めいぼうに勤務する職員で知的障害者又は身体障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの（(5)の項のアに掲げる者を除く。） カ 盲人図書館に勤務する職員で視覚障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの	従事した日1日につき100円 従事した日1日につき100円 従事した日1日につき350円 従事した日1日につき130円 従事した日1日につき130円 従事した日1日につき130円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給率
	キ	社会参加支援センター又は生活訓練支援センターに勤務する保健師及び看護師で精神障害者の福祉に関する医療的な相談又は指導の業務に従事したもの	従事した日1日につき350円
	ク	社会参加支援センター又は生活訓練支援センターに勤務する職員で精神障害者の福祉に関する相談又は指導の業務に従事したもの（クに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき130円
	(5)	ア 総務局、市民・こども局、健康福祉局又は区役所に勤務する保健師、助産師及び看護師で社会福祉又は保健衛生の相談、指導等の業務に従事したもの((3)の項のア並びに(4)の項のウ及びキに掲げる者を除く。)	従事した日1日につき170円
	イ	区役所の保健福祉センター又は地区健康福祉ステーションに勤務する職員で児童支援、家庭支援、障害者支援、高齢者支援、介護保険又は生活保護に関する相談又は指導の業務に従事したもの（アに掲げる者を除く。)	従事した日1日につき130円
	ウ	区役所の区民サービス部保険年金課、保健福祉センター、支所又は地区健康福祉ステーションに勤務する職員で保健福祉又は保険年金に関する相談、指導等の業務（住民異動に伴う各種届出書に係る受付及び証明の業務等を除く。）に従事したもの（ア及びイに掲げる者を除く。)	従事した日1日につき100円
	(6)	健康福祉局又は区役所に勤務する職員で精神障害者若しくは感染症の患者又はこれらの疑いのある者の入院のための移送の業務に従事したもの	移送1件につき140円
夜間特殊業務手当	(1)	こども家庭センター管理保護課保護係、中部児童相談所保護係、しいのき学園、生活訓練支援センター又は障害者支援施設めいぼうに勤務する職員で正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる児童の一時保護、入所者の介護等の業務に従事したもの	勤務1回につき3,000円
	(2)	処理センターに勤務する職員で正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる設備の保守、管理等に関わる緊急の対応の業務に従事したもの	勤務1回につき650円
	(3)	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる通信受付の業務に従事した消防吏員	勤務1回につき650円。ただし、深夜において行われる当該業務に係る勤務時間が2時間未満の場合は、520円とする。
動物管理業務手当	ア	夢見ヶ崎動物公園に勤務する職員で動物の飼育又は診療の業務（動物に直接接触する業務に限る。）に従事したもの	従事した日1日につき500円
	イ	動物愛護センターに勤務する職員で犬等の捕獲又は処分の業務に従事したもの	従事した日1日につき500円
	ウ	区役所保健福祉センターに勤務する職員で犬等の捕獲の業務に従事したもの	従事した日1日につき500円
生活環境業務等手当	(1)	ア 環境局の生活環境部、施設部又はこれらの部に属する事業所に	従事した日1日につき350円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給率
		勤務する職員で、廃棄物等に接触して行う業務に従事したもの (イからキまでに掲げる者を除く。)	
	イ	生活環境事業所に勤務する職員で廃棄物の収集若しくは運搬の業務、し尿の下水道投入の業務又は廃棄物に接触して行う設備(浄化槽設備を除く。)の維持管理の業務に従事したもの	従事した日1日につき800円
	ウ	生活環境事業所に勤務する職員でし尿に接触して行う浄化槽設備の維持管理の業務に従事したもの(イに掲げる者を除く。)	従事した日1日につき550円
	エ	環境局処理計画課に勤務する職員で廃棄物に接触して行う毒物又は劇物を使用した理化学試験又は検査の業務に従事したもの	従事した日1日につき800円
	オ	クリーンセンターに勤務する職員でし尿の下水道投入の業務、ごみの積替え若しくは運搬の業務又は廃棄物に接触して行う設備の維持管理の業務に従事したもの	従事した日1日につき800円
	カ	処理センターに勤務する職員で廃棄物の運搬若しくは焼却の業務、廃棄物に接触して行う設備の維持管理の業務又は資源物の選別処理の業務に従事したもの	従事した日1日につき800円
	キ	浮島埋立事業所に勤務する職員で廃棄物等の埋立ての業務又は廃棄物等に接触して行う設備の維持管理の業務に従事したもの	従事した日1日につき800円
(2)	クリーンセンター、処理センター又は浮島埋立事業所に勤務する職員で煙道又は貯留槽の清掃の業務に従事したもの	従事した日1日につき350円	
(3)	生活環境事業所、クリーンセンター又は処理センターに勤務する職員で犬等の死体の収容、運搬又は処理の業務に従事したもの	従事した日1日につき350円	
用地等折衝業務手当	(1)	土地の取得、処分、収用若しくは使用、支障物等の取得、移転若しくは除去又はこれらに伴う損失補償等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事した職員	従事した日1日につき140円
	(2)	ア 市有地(借地を含む。以下同じ。)を不法占拠し、当該市有地に建築物又は構築物を設置した者に対する除却若しくは撤去又はこれらの指導の業務に従事した職員 イ まちづくり局指導部に勤務する職員で違反建築物に係る是正の指導、命令等のため出張して行う住民等との折衝の業務に従事したもの	従事した日1日につき140円 従事した日1日につき140円
危険作業手当	(1)	農業技術支援センター、多摩川管理事務所又は区役所道路公園センター整備課に勤務する職員で薬剤の散布の業務に従事したもの	従事した日1日につき300円
	(2)	衛生研究所又は区役所保健福祉センターに勤務する職員で感染症の病原体により汚染された検体又は汚染された疑いがある検体の試験又は検査の業務に従事したもの	従事した日1日につき140円
	(3)	健康福祉局健康安全室又は区役所に勤務する職員で感染症の病原体により汚染された場所又は汚染された疑いがある場所における消毒の業務に従事したもの((5)の項のアに掲げる者を除く。)	従事した日1日につき300円
	(4)	放射線を人体に対して照射する業務その他の放射線に被ばくするおそれがある業務に従事した職員	従事した日1日につき250円
	(5)	ア 地上又は水面上10メートル以上の足場が不安定な箇所において	従事した日1日につき300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給率
		行う業務に従事した職員 イ まちづくり局建築審査課に勤務する職員で昇降機の検査の業務に従事したもの（アに掲げる者を除く。）	従事した日1日につき300円
	(6)	常時船舶に乗船勤務する職員で港内の水面清掃の業務に従事したもの((5)の項のAに掲げる者を除く。)	従事した日1日につき170円
	(7)	ア 区役所道路公園センター整備課に勤務する職員で交通を遮断することなく行う道路上での道路の維持補修工事の業務に従事したもの((1)の項に規定する者及び(5)の項のAに掲げる者を除く。) イ 区役所道路公園センター整備課に勤務する職員で交通を遮断することなく行う道路上での樹木のせんていその他これに類する業務に従事したもの((1)の項に規定する者、(5)の項のAに掲げる者及び(7)の項のAに掲げる者を除く。)	従事した日1日につき210円 従事した日1日につき140円
	(8)	ア 公害研究所、衛生研究所、中央卸売市場食品衛生検査所又は社会参加支援センターに勤務する職員で毒物又は劇物を使用した試験又は検査の業務に従事したもの((2)の項に規定する者を除く。) イ 消防局予防課調査係に勤務する職員で毒物又は劇物を使用した試験、研究又は鑑識の業務に従事したもの	従事した日1日につき140円 従事した日1日につき140円
消防業務手当	(1)	火災等による災害の防御（以下「火災防御等」という。）のための出場の業務に従事した次に掲げる消防吏員（ヘリコプター業務手当の支給を受ける者を除く。） ア 救助活動の業務に従事した救助隊員 イ 火災防御等の用に供する大型自動車、中型自動車（ポンプ自動車を除く。）又は大型特殊自動車の運転又は操作の業務に従事した消防吏員 ウ 火災防御等の用に供する中型自動車（ポンプ自動車に限る。）又は普通自動車の運転又は操作の業務に従事した消防吏員 エ 消防艇の艇長及び機関長 オ 消防艇の乗組員（エに掲げる者を除く。） カ その他の消防吏員	出場時間が1時間を超える場合は、次に掲げる額にその超える時間1時間につき200円を加算した額とする。 出場1回につき850円 出場1回につき850円 出場1回につき800円 出場1回につき850円 出場1回につき640円 出場1回につき500円
	(2)	救急のための出場の業務に従事した次に掲げる消防吏員 ア 救急救命処置（救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める救急救命処置をいう。）の業務に従事した救急救命士 イ 救急自動車の運転又は操作の業務に従事した消防吏員 ウ その他の消防吏員	出場1回につき510円 出場1回につき220円 出場1回につき170円
	(3)	潜水器具を着用して行う潜水の業務に従事した消防吏員	業務1回につき340円
	(4)	火災の原因又は火災による損害の調査の業務に従事した消防吏員	調査1件につき120円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給率
ヘリコプター業務手当	(1)	ア ヘリコプターの操縦の業務に従事した消防吏員	(ア) 飛行時間3,000時間以上の経験を有する者 従事した日1日につき5,000円 (イ) 飛行時間2,000時間以上3,000時間未満の経験を有する者 従事した日1日につき4,500円 (ウ) 飛行時間1,000時間以上2,000時間未満の経験を有する者 従事した日1日につき4,000円 (エ) 飛行時間500時間以上1,000時間未満の経験を有する者 従事した日1日につき3,000円 (オ) 飛行時間500時間未満の経験を有する者 従事した日1日につき2,000円
		イ ヘリコプターの整備の業務に従事した消防吏員	(ア) 1等航空整備士の資格取得後の経験年数が5年以上の者 従事した日1日につき3,000円 (イ) 1等航空整備士の資格取得後の経験年数が5年未満の者 従事した日1日につき2,000円 (ウ) 2等航空整備士の資格を有する者 従事した日1日につき1,000円 (エ) その他の者 従事した日1日につき500円
	(2)	災害、訓練等のためにヘリコプターに搭乗して行う業務に従事した消防吏員	搭乗1時間につき1,300円
	(3)	飛行中のヘリコプターの機外において行う業務に従事した消防吏員	業務1回につき2,300円
国際緊急援助手当		国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域に派遣され、同法第2条に規定する国際緊急援助活動の業務に従事した職員	従事した日1日につき4,000円
災害応急作業等派遣手当		ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域（以下「災害発生地域」という。）に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための	従事した日1日につき910円。ただし、災害対策基本法第63条第1項に規定する警戒区域そ

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給率
	<p>作業の業務（本市と当該災害発生地域との間及び当該災害発生地域における車両等の運転の業務を含む。）に従事した職員（当該災害発生地域を管轄する他の地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者及びイに掲げる者を除く。）</p> <p>イ 消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊を構成する人員として同法第44条第1項に規定する消防の応援等の業務に従事した職員（同項に規定する災害発生市町村及び当該災害発生市町村の属する都道府県から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）</p>		<p>他これに類する区域等において当該業務に従事した場合は、1,820円とする。</p> <p>従事した日1日につき910円。ただし、消防法（昭和23年法律第186号）第23条の2第1項に規定する火災警戒区域その他これに類する区域等において当該業務に従事した場合は、1,820円とする。</p>
教員特殊業務手当	<p>(1) 市立高等学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した市立高等学校の主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び実習助手で職務の級が川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）の高等学校教育職給料表の3級、2級又は1級であるもの（以下「教諭等」という。）</p> <p>ア 非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務</p> <p>イ 生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務</p> <p>ウ 生徒に対する緊急の補導の業務</p>		<p>従事した日1日につき600円から6,400円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額</p> <p>従事した日1日につき600円から6,400円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額</p> <p>従事した日1日につき600円から6,400円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額</p> <p>従事した日1日につき600円から6,400円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額</p>
	<p>(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等（市立高等学校が計画し、及び実施するものに限る。）のうち教育委員会が定めるものにおいて生徒を引率して行う指導の業務（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した教諭等</p>		<p>従事した日1日につき600円から6,400円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額</p>
	<p>(3) 対外運動競技等のうち教育委員会が定めるものにおいて生徒を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの又は週休日若しくは給与条例第10条第1項に規定する休日等に行うもの（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した教諭等</p>		<p>従事した日1日につき600円から6,400円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額</p>
	<p>(4) 市立高等学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）又は学校行事として行われる保健及び安全的行事における生徒に対する指導の業務（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した教諭等</p>		<p>従事した日1日につき600円から6,400円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額</p>



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	手当額又は支給率
	(5)	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの（当該業務の心身に与える負担の程度が著しいものであって、その負担の程度が教育委員会が定める程度に及ぶものに限る。）に従事した教諭等	従事した日1日につき600円から6,400円までの範囲内で、当該業務の種類又は当該業務の心身に与える負担の程度に応じ、教育委員会が定める額

(注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。

### (5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務を命じられた場合や同一の週を超えて週休日を振り替えた場合に、その勤務時間に応じて支給されるものです。

支給実績（平成23年度決算）	3,368,528千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	346,735円
支給実績（平成22年度決算）	3,622,916千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	372,383円

(注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。

### (6) その他の手当（平成24年4月1日現在）

その他の手当の種類や支給実績などの状況は、次のとおりです。

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成23年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成23年度決算）
初任給 調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職で人事委員会規則で定めるものに支給する。 (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職 (2) 大学教育職給料表の適用を受ける職員の職のうち医学又は歯学に関する専門的知識を必要とするもの	(1)208,900円の範囲内 (2)100,100円の範囲内	異なる。	支給額	52,809千円	1,886,036円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 23 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 23 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 15,300 円</li> <li>・他の扶養親族 6,800 円</li> <li>・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人 11,800 円</li> <li>・15 歳以上 22 歳未満の加算 5,000 円</li> </ul>	異なる。	支給額	1,119,216 千円	255,055 円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持家 7,400 円</li> <li>・借家 10,600 円</li> </ul>	異なる。	支給要件 支給額	743,343 千円	99,284 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関を利用の場合 は 55,000 円を限度とし 運賃相当額。</li> <li>・自動車等を使用の場合 は距離に応じて 2,200 円～24,500 円</li> <li>・併用の場合は 55,000 円 を限度とし、両方を加 算した金額。</li> </ul>	異なる。	支給要件 支給額	1,214,537 千円	131,814 円
単身赴任 手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎額 23,000 円</li> <li>加算額 配偶者との住居との距離 が一定以上のものについ て 45,000 円の範囲内で加算</li> </ul>	同じ。	—	327 千円	109,000 円
休日勤務 手当	正規の勤務時間が休日 に当り、その休日にお いて、正規の勤務時間 中に勤務することを命 ぜられた職員に支給す る。	勤務 1 時間当たりの 給与額 ×100分の135×勤務時間	同じ	—	804,010 千円	233,928 円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間とし て、午後 10 時～翌日 の午前 5 時まで勤務す る職員に支給する。	勤務 1 時間当たりの 給与額 ×100分の25 ×勤務時間（実働時間）	同じ	—	118,891 千円	73,754 円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 23 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 23 年度決算)
宿日直手当	宿日直をした場合に支給する。	・勤務 1 回につき 4,200 円（特殊な業務は 6,000 円） ・5 時間以下の勤務は 2,100 円（特殊な業務は 3,000 円）	異なる。	支給額	3,826 千円	13,664 円
管理職手当(国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	職位に応じて、 58,500円～138,200円	異なる。	支給額	848,505 千円	1,188,382 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて 6,000 円～12,000 円 (ただし、勤務時間が 4 時間以下の場合はその金額に 100 分の 50 を、6 時間を超える場合は 100 分の 150 を乗じて得た額)	異なる。	支給額	5,610 千円	27,366 円
定時制教育手当	定時制の課程を置く高等学校の教諭等に支給する。	34,000 円 (管理職手当を受ける者は 27,000 円)	—	—	44,176 千円	490,844 円
産業教育手当	工業に関する課程を置く高等学校において、実習を伴う工業に関する科目を主として担任する教諭等に支給する。	定時制教育手当を支給される者 10,800 円～22,800 円 定時制教育手当を支給されない者 18,000 円～38,000 円	—	—	17,389 千円	378,022 円
教員特別手当	高等学校教育職給料表の適用を受ける職員に支給する。	高等学校教育職給料表の適用を受ける者 2,000 円～8,000 円 ※定時制手当を支給される者は上記金額の 4 分の 3、 産業教育手当を支給される者は上記金額の 4 分の 2	—	—	27,703 円	74,873 円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 23 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 23 年度決算)
寒冷地手当	寒冷地に11月～3月までの間、勤務する職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯主（扶養有） 17,800円</li> <li>・世帯主（扶養無） 10,200円</li> <li>・その他 7,360円</li> </ul>	同じ	—	0千円	0円
災害派遣手当	国、他の市町村等から災害復旧等のために派遣された職員で、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに支給する。	本市の区域に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて日額 3,970円～6,620円	—	—	0千円	0円

(注) 支給実績は、普通会計決算をベースに算出し、事業費支弁に係る職員の人件費も含まれます。